

確定申告は正しくお早めに

今年も申告の時期が近づいてきました。必要な書類などお早めの準備をお願いします。なお、離島地区申告相談について詳しくは別に配布しているチラシでご確認ください。



日程と受付会場 ※原則、土曜・日曜・祝日は受付できません。

内容	受付日	受付時間	会場
還付申告 ※年金収入だけの方の住民税申告または医療費控除に該当する方などの相談も受け付けています	1月20日(木)～3月15日(火) ※1月27日～30日は離島地区申告のため受付しません	午前9:00～午前11:00 午後1:00～午後4:30	役場 1階 相談室
申告相談(焼尻地区)	1月27日(木)	午後1:00～午後5:00	焼尻研修センター
	1月28日(金)	午前9:00～午後5:00	
申告相談(天売地区)	1月29日(土)	午後1:00～午後5:00	天売研修センター
	1月30日(日)	午前9:00～午後5:00	
申告相談(市街地区)	2月9日(水)～10日(木)	午前9:00～午前11:00	川北老人福祉センター 役場 1階 相談室
	2月16日(水)～3月15日(火)	午後1:00～午後4:30	

注) 仕事の都合などで受付時間内に受付することが難しい方は、事前に財務課までお電話ください。予約受付のうえ個別に対応します。

要介護認定を受けている方も 税控除を受けることができます

年齢が満65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方のうち、一定の要件(左表参照)を満たす方に「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書により、平成22年の所得税及び平成23年度住

民税の申告(確定申告)時に、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。ただし、身体障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている方は、申告の際にその手帳を提示することで控除を受けられますので、認定書は必要ありません。

申請に必要なもの
申請書、印鑑、介護保険被保険者証(青色の被保険者証)

申請書設置及び受付場所
・役場総合窓口
・すこやか健康センター
・天売支所
・焼尻支所

申請の受付開始
1月14日(金)から

※電話による、認定書交付の対象になるかどうかの照会はお受けできません。ご了承ください。

収入の有無に関係なく 申告が必要な方

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に加入している方
- 乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療等の制度の受給対象となる方
- 児童扶養手当や特別児童扶養手当の対象となる方
- 国民年金の免除申請をする方
- 町営住宅等に入居している方
- 所得課税証明が必要となる方

申告すると税金が 還付される方(還付申告)

- 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- 医療費が10万円を超える方
なお、所得が200万円以下の方は、その5%を超える額(入院給付金、高額療養費等により補てんされた医療費は除きます)
- 控除対象となる寄付金が5千円を超える方
- 借入金等によって住宅を取得または増改築した方(対象と

なる要件を満たしている必要があります)

申告に必要なもの

- 印鑑
- 事業を行っている方は収入金額、必要経費を確認できる書類集計してください)
- 給与所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票(ハガキ)
- 還付申告の場合、還付金の振込先金融機関の口座番号など(本人名義の通帳など)
- 国民健康保険税、社会保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金の領収書または控除証明書
- 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合、医療費の領収書、病院、治療者ごとにまとめた明細書を作成していただきます。所定の様式がありますので、事前にお渡しすることもできます)
- 障害者手帳、寄付金の領収書など



📞 お問い合わせ

【申告相談・障害者控除について】
財務課税務係 ☎ 62-1211(内線256)

【認定書交付について】すこやか健康センター内
福祉課介護保険係 ☎ 62-6020

表：認定書の交付要件

区分	障害者控除対象者	要介護度 ※	日常生活自立度 ※	
			障がい高齢者	認知症高齢者
障害者控除	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる障害者控除対象者	要介護1～3	—	II以上
	身体障がい者(3級～6級)に準ずる障害者控除該当者	要介護1～3	Aランク以上	—
特別障害者控除	知的障がい者(重度)に準ずる障害者控除対象者	要介護3～5	—	III以上
	身体障がい者(1級～2級)に準ずる障害者控除該当者	要介護3～5	Bランク以上	—
	寝たきり高齢者に準ずる障害者控除対象者	要介護4～5	Cランク以上	—

※ 基準日は平成22年12月31日現在(基準日以前に死亡している場合は死亡月日を基準日とします)
注) 要介護認定を受けていない方、または介護度が「要支援1・2」の方は対象になりません。

留萌税務署からのお知らせ

平成22年分の所得税の確定申告の受付が2月16日(水)から始まります。確定申告書は前年の申告書控えなどを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで簡単に作成することもでき、郵送等により提出できます。

税務署の申告会場にお越しの際は、印鑑や前年の申告書控えなど確定申告に必要な書類を持参ください。

確定申告の受付期限

- ・所得税 3月15日(火)
 - ・消費税及び地方消費税(個人事業者) 3月31日(木)
- 国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

お問い合わせ 留萌税務署 ☎ 0164-42-0661